

虐待防止のための指針

株式会社 ARC
フリースタイル訪問看護リハビリステーション

1 基本的な考え方

利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の要望及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努めます。事業所における高齢者虐待を防止するために、職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2 虐待の定義

(1)身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること。または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(2)介護放棄(ネグレクト)

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、または利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3)心理的虐待

利用者に対する激しい暴言、著しい拒否的な対応、または不当な差別的言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4)性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

(5)経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当の財産上の利益を得ること。

3 虐待防止に係る検討委員会の設置

当事業所は虐待防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止検討委員会」を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。

(1) 委員会の名称は「虐待防止委員会」とする。

(2) 委員会の委員長は管理者が務める。

(3) 委員会のメンバーは委員長が数名選出することとする。

(4) 委員会は年に1回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。

(5) 委員会の審議事項

① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること

- ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた組織に関すること
- ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関すること
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実務化するため、定期的な研修（年 1 回以上）を実施するものとする。研修内容としては虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止の徹底を行うものとする。研修実施内容は都度委員会において記録し保管する。

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待が発生した場合は、速やかに市区町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実を確認し加害者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

緊急性の高い事案の場合は、市区町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先とする。

6 虐待等が発生した場合の相談報告体制

利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。

利用者の家庭内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は管理者に報告し、管理者は速やかに市区町村へ報告しなければならない。

7 成年後見人制度の利用支援に関する事項

- (1) 責任者は利用者の人権等の権利擁護のため、利用可能な権利擁護事業について説明し、成年後見人制度の利用や利用者やその家族等に啓発する。
- (2) 家族の支援が著しく乏しい利用者の場合、まずはケアマネージャーや相談支援専門員に相談し、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携し、成年後見人制度が利用できるよう支援する。
- (3) 利用者やその家族から、成年後見人制度の利用について相談があった場合は、まずはケアマネージャーや相談支援専門員に相談し、地域包括支援センターや社会福祉協議会または自治体等の適切な窓口案内するなど支援を行う。

8 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等の苦情相談については、苦情受付者は受け付けた内容を管理者に報告する。

苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

相談受付後の対応は「6 虐待等が発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。

9 利用者等に対する指針の閲覧

求めに応じていつでも事業所内で本指針を閲覧できるようにする。また、会社ホームページにも公開し、利用者及び家族等も閲覧できるようにする。

附則

この指針は、令和6年3月1日から施行する。